

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※ 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと第3子以降としてカウントされる全ての子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定等の手続きが必要な場合があります。別紙「無償化のために必要な手続きについて」のチラシにてご確認ください。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※ 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に**無償化の対象**とされます。
※ 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

この「幼児教育・保育の無償化についてのお知らせ」は、粕屋町にお住いの未就学児がいらっしゃる世帯に一部ずつお届けしております。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、粕屋町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※ 原則として、通われている幼稚園を経由しての申請となります。
「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、粕屋町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※ 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※ 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないことがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

無償化のために必要な手続きについて

現在ご利用（予定）の施設を、裏面でご確認のうえ、手続きをお願いします。

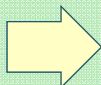
3歳～5歳

①の幼稚園
②保育所
③認定こども園
⑦就学前障害児の発達支援



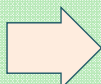
10月より保育料が0円に
変わります
(手続き等は特に必要ありません)

④の幼稚園



月額2.57万円まで無償
(幼稚園を通じて、手続きのご案内をいたします)

①③④の幼稚園の
預かり保育を利用



保育の必要性がある方は
月額1.13万円まで無償
(幼稚園を通じて、保育認定の手続きのご案内をいたします)

⑤認可外保育施設、
一時預かり事業など



保育の必要性がある方は
月額3.7万円まで無償
(施設を通じて、もしくは子ども未来課にて保育認定の手続きが必要です。)

⑥企業主導型保育園



無償になります
(手続きは保育園にお尋ねください)

0歳～2歳

住民税非課税世帯については、上記と同様の考え方により無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

※住民税課税世帯は無償化の対象外です。

粕屋町内・町外の施設一覧

①の幼稚園

町立幼稚園	粕屋町立大川幼稚園
	粕屋町立仲原幼稚園
	粕屋町立西幼稚園
	粕屋町立中央幼稚園
町外私立幼稚園 (新制度移行の幼稚園)	笹松幼稚園、席田幼稚園、 東福岡幼稚園など

②保育所

町立保育所	仲原保育所
	西保育所
	中央保育所
私立保育所	粕屋わかば保育園
	ヴィラのぞみ愛児園
	大川保育園
	青葉はるまち保育園
	星の子保育園
	いそどり保育園
小規模保育施設	小規模保育園 ゆめのたね
事業所内保育施設	ブルースター保育園

③認定こども園

認定こども園	はこぶね認定こども園
町外の認定こども園	キッズドリーム幼児園、和田幼稚園、 チムニーズENGLISHスクールなど

④の幼稚園(現在の就園奨励費対象の幼稚園)

町外の私立幼稚園 (未移行幼稚園)	博多第一幼稚園、あかつき幼稚園、 志免幼稚園、福岡文化幼稚園、 吉塚ゆりの樹幼稚園など
----------------------	---

⑤認可外保育施設等

認可外保育施設	あおぞら園 子どもの家
	森の木こども園
	いきいき保育園
	チャイルドドリーム ゆうゆうえん
	天使のはね保育園
	キッズルーム くじらぐも
	うちはし保育園
事業所内託児所	イフジ産業託児所
その他の施設利用	一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター

※ 町内の認可外施設をご利用の方は、施設を通じてご案内いたします。上記に掲載がない施設(町外の認可外保育施設)をご利用の方は、子ども未来課にて保育の必要性があるかを確認し、手続きのご案内をいたしますので、お問い合わせください。

⑥企業主導型保育所

企業主導型保育園	ポケット保育園
	クレイン保育園
	粕屋仲原コスモス保育園
	長者原げんき保育園
	桃梨保育園

⑦就学前障害児発達支援事業所

障害児発達支援事業所	UNICO粕屋
	さんさん
町外の児童発達支援事業所	糟屋児童発達センター・さくら保育園、 福岡療育支援センターいちばん星など

※ 上記⑦の施設に関するお問い合わせは、粕屋町介護福祉課 障害者福祉係までお願いします。
TEL : 092-938-0229

今回の手続きに関するご案内は、10月からの無償化に向けて必要な手続きをお示しております。

問い合わせ 粕屋町子ども未来課 TEL:092-938-0214